記入例

指定申請書と 同じ印

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 〇〇設備株式会社

T411-0000

郵便番号、住所 **駿東郡長泉町中土狩〇〇〇**

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇

1 提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している 指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

<u>旧是相外表色工手手术目的形式《发码入模《起云》中次[1]/</u>	
受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)(公表: 可	
☆和○ 年 ○ 月 ○○ 日 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表	

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1)休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。)	(公表:	可	不可)
休業日 : 土日、祝日、年末年始			
営業日 : 月~金			
営業時間: 8時~17時			
修繕対応時間: 8 時~17 時			
(2)漏水等修繕対応可能箇所	(公表:	可	不可)
(該当部にチェックをつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です	- _。)		
☑屋内給水装置の修繕 ☑埋設部の修繕 □修繕対応不	可		
□その他()	_	
(3)対応工事種別 :該当部にチェックをつけて下さい。	(公表:	回	不可)
☑配水管からの分岐~水道メーター			
☑水道メーター~宅内給水装置			
(4) その他 (HP アドレス、メールアドレス等)	(公表:	可	不可)
緊急連絡先 ○○○一○○○○(代表者携帯)			

- ※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに長泉町役場上下水道課にその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施行技術の向上の</u>ために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
長泉 太郎	給水工事振興財団 e- ラーニング	令和○年○月○日
長泉 太郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成○年○月○日
	受講した研修会名及び実施団体名	名を記入
上記内容の公表の可否		·。) (公表 可 不可)

※外部研修については、受講を証明する書類(受講証・修了証等)の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能 を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の 各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターま での工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を 生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその 者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - □「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する 者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取 付・せん孔、給水管の接 合、いずれの経験も有し		保有している資格等 (○×を記入) 保有している資格※	工事年度
	ているか (○×を記入)			
長泉 太郎	0	0	配管工	H30
長泉 三郎	0	0	講習会修了者	H30
社員 A	0	×		H29

| 上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)(公表 (可) 不可)|

- ※以下に示す保有資格等(番号)を記載してください。
 - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程 修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者等 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ※「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ※技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。